

**改正**

平成11年3月31日水道事業管理規程第2号  
平成14年10月1日水道事業管理規程第8号  
平成15年3月31日水道事業管理規程第1号  
平成16年3月31日水道事業管理規程第1号  
平成17年3月31日水道事業管理規程第9号  
平成18年1月23日水道事業管理規程第2号  
平成18年6月30日水道事業管理規程第7号  
平成20年4月1日水道事業管理規程第1号  
平成24年3月16日水道事業管理規程第1号  
平成24年6月27日水道事業管理規程第5号  
平成25年2月25日水道事業管理規程第1号  
平成25年12月25日水道事業管理規程第7号  
平成27年4月1日上下水道事業管理規程第3号  
令和元年5月10日上下水道事業管理規程第3号  
令和元年9月30日上下水道事業管理規程第6号  
令和元年12月25日上下水道事業管理規程第8号  
令和2年3月18日上下水道事業管理規程第1号  
令和3年10月1日上下水道事業管理規程第4号  
令和4年1月4日上下水道事業管理規程第1号

流山市水道事業給水条例施行規程

流山市水道事業給水条例施行規則（平成5年水道事業管理規程第4号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第2条—第15条）
- 第3章 給水（第16条—第23条）
- 第4章 料金、手数料及び給水申込納付金等（第23条の2—第28条）
- 第5章 管理（第29条・第30条）

## 第6章 貯水槽水道（第31条）

## 第7章 補則（第32条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

**第2条** 条例第5条の規定による給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、給水装置工事承認申込書（別記第1号様式）を管理者に提出するものとする。

（給水装置工事の申込み）

**第3条** 条例第7条第1項の規定による給水装置工事の施行について、これを管理者に申込みをするときは、前条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（設計審査及び工事検査）

**第4条** 条例第7条第2項の規定による設計審査及び工事検査を受けようとするときは、第2条の規定により提出した給水装置工事承認申込書の写しを添えて申し込むものとする。

（同意書等の提出）

**第5条** 条例第7条第3項の規定により給水装置の新設等の申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該各号に定める同意書を提出するものとする。

- （1） 他人の給水装置から分岐しようとするとき 当該給水装置所有者の同意書
- （2） 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするとき 当該土地又は構築物の所有者の同意書
- （3） 前2号の規定による書類の提出ができない等特別な理由があるとき 給水装置の新設等の申込者の誓約書又は利害関係人の同意書

（給水装置の新設等の変更）

**第6条** 給水装置の新設等の申込者が、その申込みを変更し、中止し、又は申込みを取り消そうとするときは、給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書（別記第2号様式）を管理者に提出

しなければならない。

(工事費の算出基礎)

**第7条** 条例第9条第1項各号に規定する工事費の算出は、次の各号の費用について、当該各号に掲げる内容とする。

- (1) 材料費 管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額
- (2) 運搬費 貨物自動車で運搬した場合は、その実費
- (3) 労力費 管理者が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額
- (4) 道路復旧費 道路管理者が別に定めるところによる。
- (5) 工事監督費 1件につき1,365円とする。
- (6) 間接経費 材料費、運搬費、労力費、道路復旧費及び工事監督費の合計額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(工事費の分割払い、猶予等)

**第8条** 条例第10条第1項ただし書に定める工事は、次に掲げる工事とし、その者に係る給水装置工事の工事費の予納については、分割払いとし、又は猶予等を行うことができる。

- (1) 生活保護を受けている者が行う工事
  - (2) 生活困窮の度合いが生活保護を受けている者と同程度であると管理者が認める者が行う工事
- 2 前項の分割払いとし、又は猶予等をする期間は、納入通知書発行後6月以内とする。
- 3 分割払い又は猶予等を受けようとする者は、世帯員の状況、資産内容、年間所得額、分割納入回数又は猶予月数及び分割払い又は猶予等を受けようとする理由を具体的に記載した申請書を管理者に提出しなければならない。この場合の申請書の様式は、管理者が別に定める。
- 4 管理者は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(工事費の精算)

**第9条** 条例第10条第2項に規定する工事費の概算額を精算するときは、給水装置工事設計及び精算書(別記第3号様式)によるものとする。

(給水装置工事の申込み取消し)

**第10条** 給水装置工事の申込者に対し、給水装置工事の工事費の概算額の予納について通知した日から1月を経過し、かつ、催告を発しても納入がないときは、その給水装置工事の申込みは、取り消しされたものとみなす。

(給水装置の構造及び付属用具)

**第11条** 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用具をもって構成する。

2 給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置使用材料の確認)

**第12条** 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査及び工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査及び検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定により管理者が求める証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(受水槽の設置)

**第13条** 口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する個所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する個所、その他必要があると認めた個所には、受水槽を設置しなければならない。この場合における給水装置の範囲は受水槽の入水口までとする。

(給水管の埋設の深さ)

**第14条** 給水管の深さは、次の各号に掲げる場所について、当該各号に定める深さとするものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 公道の車道内 80センチメートル以上

(2) 公道の歩道内 80センチメートル以上

(3) 私道内 60センチメートル以上

(4) 宅地内 30センチメートル以上

(給水管及び給水用具の指定)

**第15条** 条例第8条第1項で指定する給水管及び給水用具は、別表第1に定める材料を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認める場合は、前項に定める材料以外の材料を使用することができる。

### 第3章 給水

(メーターの設置基準)

**第16条** 条例第16条第1項に規定するメーターは、1建築物に1個とする。ただし、当該建築物が

構造上2以上の部分に区分されており、独立して住宅、店舗、事務所等の建物としての用途に供することができる場合であって、給水装置を個別に当該部分に設置したときは、当該給水装置ごとにメーターを設置することができる。

(メーターの設置位置等)

**第17条** メーターの設置の位置は、次に掲げる要件を備えているものとし、当該メーターは、水平に設置しなければならない。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) メーターの点検及び取替作業が容易にできる場所
- (4) メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所
- (5) メーターボックス又はメーター室内
- (6) 集合住宅などで建物内にメーターを設置する場合は、防寒対策、取替作業スペース確保等の配慮

(標識の掲示義務)

**第18条** 給水装置の利用者は、管理者が交付する標識(別記第4号様式)を門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

(受水槽以下の装置)

**第19条** 条例第16条第2項に規定する使用水量を計量するため特に必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水槽以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道利用者が異なるとき。
- (2) 受水槽以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区分され、各部分の水道利用者が異なるとき。

2 受水槽以下の装置にメーターを設置する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、共用給水装置に係る部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道利用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーター設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

5 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めるときは、これを提出しなければならない。

6 メーターは、条例第7条第1項の規定により管理者又は管理者が指定する者が工事を施行した受水槽以下の装置でなければこれを設置しない。

7 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(給水の申込み)

**第20条** 条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第5号様式その1）を管理者に提出しなければならない。

(メーターの損害弁償)

**第21条** 条例第17条第3項の規定によりメーターの損害額の弁償をさせようとするときは、当該メーターの残存価格を考慮してその額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等)

**第22条** 条例第18条の規定による届出は、次の各号に定める場合について、当該各号に定める申込書又は届出書により行うものとする。

(1) 水道の使用を中止若しくは廃止しようとするときは又は名義を変更したとき水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（別記第5号様式その1）

(2) 管理人又はその住所に変更があったとき 管理人等変更届（別記第5号様式その2）

(3) 私設消火栓を消防演習に使用するとき又は消防用として水道を使用したとき 私設消火栓等使用（消防演習）届（別記第6号様式）

(給水装置及び水質の検査)

**第23条** 条例第21条第1項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書（別記第7号様式）

の提出をもって行う。

#### 第4章 料金、手数料及び給水申込納付金等

(料金等の額)

**第23条の2** 条例別表第1の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100ミリメートル 34,760.00円

(2) 150ミリメートル 80,740.00円

2 条例別表第3の管理者が別に定める額は、次の各号に掲げる給水管の口径の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100ミリメートル 12,650,000円

(2) 150ミリメートル 37,070,000円

(料金等の納期限)

**第24条** 料金、手数料及び給水納付金等の納期限は、指定期日のあるものを除き、その徴収方法の種類により、次の各号に定める場合について、当該各号に定める日とする。

(1) 納入通知書の方法による場合 当該通知書を発送した日から15日以内

(2) 口座振替の方法による場合 各金融機関の振替日

(料金等の徴収手段)

**第25条** 料金の徴収は、納入通知書(流山市上下水道料金等納入通知書兼領収書、別記第8号様式)、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定による指定をした者による納付の方法によるものとする。

2 手数料、給水申込納付金及び工事費等の徴収は、納入通知書兼領収書(別記第9号様式及び第10号様式)によるものとする。

(過誤納による精算)

**第26条** 料金を徴収後、その料金の算定に過誤があったときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(メーターの点検)

**第27条** 条例第24条の規定によるメーターの点検は毎月又は隔月の定例日に行い、その計量した使用水量及び請求予定額等は水道使用水量等のお知らせ(別記第11号様式)により行う。

(料金等の督促)

**第28条** 管理者は、給水を受ける者が納期限までに料金、手数料及び給水申込納付金等を納付しな

いときは、納期限後20日以内に督促状を発送するものとし、督促状に記載された納期限までに納付しないときは、催告状を発送するものとする。

## 第5章 管理

(措置の指示)

**第29条** 条例第34条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（別記第12号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(給水停止の通知)

**第30条** 条例第36条の規定により、給水を停止する場合は、給水停止通知書（別記第13号様式又は第14号様式）によるものとする。

## 第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

**第31条** 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 給水する人が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

## 第7章 補則

(補則)

**第32条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、旧規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続きは、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成11年3月31日水管規程第2号)

この管理規程は、平成11年7月1日から施行する。

**附 則** (平成14年10月1日水管規程第8号)

この管理規程は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月31日水管規程第1号)

この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成16年3月31日水管規程第1号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規程により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (平成17年3月31日水管規程第9号)

この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年1月23日水管規程第2号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成18年6月30日水管規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (平成20年4月1日水管規程第1号)

この管理規程は、公示の日から施行する。

**附 則** (平成24年3月16日水管規程第1号)

(施行期日)

1 この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調製された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (平成24年6月27日水管規程第5号)

この管理規程は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則** (平成25年2月25日水管規程第1号)

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月25日水管規程第7号)

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第1項の規定は、平成26年6月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23の2第2項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金については、なお従前の例による。

**附 則** (平成27年4月1日上下水管規程第3号)

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、改正前の各規程の規定によってなされた届出、請求その他の手続き又は処分は、それぞれこの規程の施行後の各規程の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (令和元年5月10日上下水管規程第3号)

(施行期日)

この管理規程は、令和元年5月11日から施行する。

**附 則** (令和元年9月30日上下水管規程第6号)

(施行期日)

1 この管理規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第1項の規定は、令和元年12月以降の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金使用水量について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量による従量料金と同時に徴収する基本料金については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第23条の2第2項の規定は、施行日以後に申込みのあった給水施設の新設等に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水施設等に係る納付金については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年12月25日上下水管規程第8号)

(施行期日)

この管理規程は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

**附 則** (令和2年3月18日上下水管規程第1号)

(施行期日)

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年10月1日上下水管規程第4号)

(施行期日)

1 この管理規程は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の規定により調整された書類が残存している場合は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**附 則** (令和4年1月4日上下水管規程第1号)

(施行期日)

1 この管理規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第6条の規定による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の流山市水道事業給水条例施行規程第25条及び流山市下水道条例施行規程第16条の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第 1

施行場所	口径	指定材料名	備考
分岐場所	20mmから50mmまで	サドル付分水栓	
	75mm以上	不断水割T字管	
分岐場所～第1止水栓	20mmから50mmまで	ステンレス鋼管及び水道用ポリエチレン1種二層管	
	75mm以上	ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管	
第1止水栓	13mmから50mmまで	ボール式止水栓	
	75mm以上	ソフトシール仕切弁	
第1止水栓～第2止水栓	13mmから50mmまで	耐衝撃性硬質塩化ビニール管	
	75mm以上	内外面塩化ビニールライニング鋼管又はダクタイル鋳鉄管	
第2止水栓	13mmから25mmまで	伸縮式逆止付ボール式止水栓	
	40mmから50mmまで	伸縮式ボール式止水栓	
	75mm以上	ソフトシール仕切弁	
第2止水栓～量水器	75mm以上	伸縮管	

注：上記以外の口径に係る指定材料については、管理者が別に定める。

別記

第1号様式（第2条・第3条・第4条）

第1号様式 (第2条・第3条・第4条)

給水装置工事承認申込書

年 月 日

(宛先)

住所  
ふりがな  
申込者 氏名 印  
電話

私は、流山市水道事業給水条例及び流山市水道事業給水条例施行規程に同意し、次のとおり申込みます。

工事場所	流山市
検針コース:	申請者コード:

口 径 ・ 工 事 区 分						用 途 区 分					
mm	新設	改 (口径変更なし)	造 (口径変更有り)	改 (口径変更有り)	造	修繕	撤去	取出	専用住宅	併用住宅	
φ13									建売住宅	店 舗	
φ20									宅地造成	事 務 所	
φ25									分譲マン ション		
φ									賃貸住宅		

申込者の誓約事項	<p>1 設置した給水装置を使用する見込みがなくなったときは、自己の負担により撤去します。</p> <p>2 この工事に関する利害関係人の同意は、すでに申込者が得ていますが、万一、利害関係人その他の者から異議があっても、すべて申込者の責任において解決します。</p> <p>3 設置した給水装置を他人に譲渡したときは、この誓約事項を譲受人に継承します。</p>
----------	--

委 任 状	私は、この給水装置工事に係る一切の事項を代理人に委任します。 年 月 日	
	(代理人) 住 所 指定給水装置 工事事業者 代 表 者	(委任者)  氏 名 印

管 理 人 選 定	私は、この給水装置の管理人を下記の者に選定します。	
	管 理 人	住 所 氏 名 電 話

指 定 登 録 番 号 指 定 給 水 事 業 者 工 事 電 話 番 号	第 号 印	免 状 交 付 番 号 給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	第 号 印
配 水 管 種 / 口 径	/ φ mm	給 水 管 設 置 / 管 種 / 口 径	□新設・□既設 / / φ mm
市 水 利 用	□全部・□一部	井 戸 併 用	□有・□無 受水槽水源 □市水のみ・□井水等混合

給水対象	<input type="checkbox"/> 新築・ <input type="checkbox"/> 既存	階建	<input type="checkbox"/> 計画給水人口	人（受水槽設置時のみ記入）
受水槽設置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		（有効容量	m <sup>3</sup> 一日最大給水能力 m <sup>3</sup> ）
工事用量水器コード （ ）	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 不要		料金支払者 氏名	
	住所		電話	

添付書類	占用許可申請書（ <input type="checkbox"/> 国道・ <input type="checkbox"/> 県道・ <input type="checkbox"/> 市道・ <input type="checkbox"/> 他市道・ <input type="checkbox"/> 水路）		<input type="checkbox"/> 確約書（ ）	
	建築確認通知書 第 年 月 日	開発行為許可通知書 第 年 月 日	<input type="checkbox"/> 念書（ ）	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	

お客様番号	口径	量水器番号	検定期限	指針	設置月日	給式	備考
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		
	φ mm		年 月	rr <sup>2</sup>	月 日		

給式（給水方式）欄には略号を記入「①：直結直圧 ②：直結増圧 ③：受水槽」  
 ＊備考欄には親メーター有の場合、親、子を明示する。

納付金等	給水申込納付金	円	円	備考
	消費税等相当額	円	円	
	設計審査手数料	円	円	
	工事検査手数料	円	円	
	合計	円	円	
調定番号				
領収印				



平面図及び立面図(1 / )



第2号様式（第6条）  
第2号様式（第6条）

給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書

年 月 日

（宛先）

申込者住所  
氏名

印

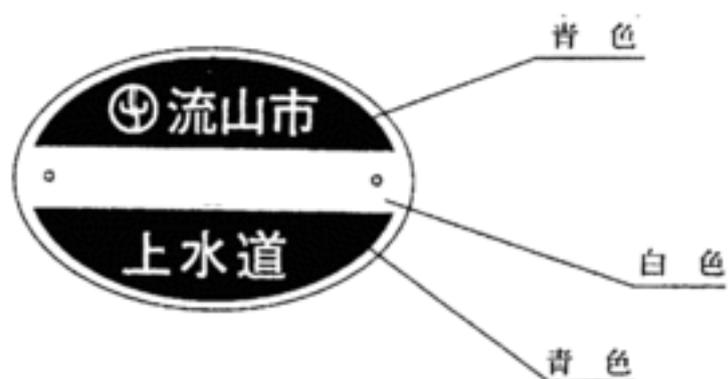
次のとおり給水装置新設等変更（中止・取消）をしたいので、流山市水道事業給水条例施行規程第6条の規定により申込みます。

申込年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 種 別	新設・改造（口径変更なし）・改造（口径変更有り）・撤去・修繕
工 事 場 所	
工事施行者（代理人）	住所 氏名 電話 印
変 更 の 要 点	



第4号様式（第18条）

第4号様式（第18条）



### 規格

形状	たまご型
寸法	長径60ミリメートル 短径42ミリメートル
材質	アルミニウム
地色	白色及び青色
字色	白色及び赤色（お客様番号）

第5号様式その1 (第20条・第22条第1号)  
 第5号様式その1 (第20条・第22条第1号)

水道給水 (開始・中止・廃止・名変) 申込書 (届)

上下水道局連絡
月 日

年 月 日

(宛先)

住所.....  
 申込 (届出) 人 氏名.....  
 電話.....

中 廃 止	料 金 精 算
	現地・口座・郵送 年 月 日

開始	支払方法	口座予定・納付書
----	------	----------

流山市水道事業給水条例の規定により次のとおり申込 (届出) します。

お客様番号	検針コース番号	区 分	実施年月日
	★	新設・既設	年 月 日
水栓所在地			

使用者	住 所		(方書)			
	フリガナ		電 話 番 号			
	氏 名					
所有者	住 所		(方書)			
	フリガナ		電 話 番 号			
	氏 名					
備考						
量水器	用途	口径	メーター番号	検満年月	指 針	下水道有無
	★	★ mm	★	★ 年月	★ m <sup>3</sup>	有・無

◎中止又は、名義変更のときは、下記欄も記入して下さい。

転居先 (又は旧使用者)	住 所		(方書)			
	フリガナ		電 話 番 号			
	氏 名					
旧 所 用 者	住 所		(方書)			
	フリガナ		電 話 番 号			
	氏 名					
変 更 年 月 日	年 月 日		変更理由			

注 ★印欄は、記入不要

第5号様式その2 (第22条第2号)  
第5号様式その2 (第22条第2号)

管 理 人 等 変 更 届

年 月 日

(宛先)

住所  
届出者  
氏名

㊟

次のとおり給水装置の管理人等を変更しましたので流山市水道事業給水条例第18条第2項第4号の規定により届け出ます。

給水装置の設置場所	
管 理 人 の 住 所	
管 理 人 の 氏 名	
管理人の電話番号	

第6号様式（第22条第3号）  
 第6号様式（第22条第3号）

私設消火栓等使用（消火栓演習）届

年 月 日

(宛先)

住所  
 届出者 氏名 ㊟

次のとおり私設消火栓を消防演習に使用したい（消火栓を消火に使用した）ので流山市水道事業給水条例第18条第1項第2号（第19条第2項）の規定により届け出ます。

消火栓設置場所	
消火栓番号	消火栓第 号
工事場所	公設消火栓 封かん メーター付き 私設消火栓 封かん メーター付き
消火栓使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用（予定）数量	消防車 台 約 立方メートル
使用の内容	1 消防演習に使用するため。 2 流山市 番地 方に発生した火災を消火したため。

第7号様式（第23条）  
第7号様式（第23条）

給水装置・水質検査請求書

年 月 日

(宛先)

請求者<sup>住所</sup>  
氏名

印

流山市水道事業給水条例第21条第1項の規定により、給水装置・水質の検査を請求します。

給水装置の場所	流山市
検査請求の理由 (なるべく詳細に記入してください)	

(注) 給水装置・水質について該当する箇所を○で囲んでください。

第8号様式 (第25条第1項)  
 第8号様式 (第25条第1項)  
 (その1)

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; margin: 0 auto; padding: 2px;">                 流山局                  料金後納                  郵便             </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; margin: 5px auto; padding: 2px;">                 重要             </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">納入通知書</div>                  お客様番号 <input style="width: 100px;" type="text"/> </div>	<p style="text-align: center;">流山 上下水道料金等収納済通知書</p> <p style="text-align: center;">流山市</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <p>氏名 <input style="width: 150px;" type="text"/> 様</p> <p>水栓所在地 <input style="width: 150px;" type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 15%;">お客様番号</td> <td style="width: 15%;">検針月</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">分</td> <td style="width: 15%;">口径(m/m)</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td colspan="2">年月日</td> <td colspan="2">～</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>使用水量(m<sup>3</sup>)</td> <td>上水道料金(円)</td> <td>うち消費税等相当額</td> <td>閉</td> <td>開</td> <td>検 (円)</td> </tr> <tr> <td>延滞料(円)</td> <td>下水道料金(円)</td> <td>うち消費税等相当額</td> <td colspan="3">合計額 (円)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">流山市上下水道局企業出納員 様</p> <p>納付期限 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">                 領                  収                  日                  付                  印             </div> <p style="font-size: 8px;">(流山市上下水道局保存用)</p>	お客様番号	検針月	年	月	分	口径(m/m)	使用期間	年月日		～		年月日	使用水量(m <sup>3</sup> )	上水道料金(円)	うち消費税等相当額	閉	開	検 (円)	延滞料(円)	下水道料金(円)	うち消費税等相当額	合計額 (円)			<p style="text-align: center;">流山 上下水道料金等 原符 納入書</p> <p style="text-align: center;">流山市</p> <p style="text-align: center;">この用紙は直接機械で読み込まれますので、汚したり、折ったりしないでください。</p> <p>お客様番号 <input style="width: 50px;" type="text"/> 口径(m/m) <input style="width: 50px;" type="text"/></p> <p>検針月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 分</p> <p>上水道料金(円) <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>下水道料金(円) <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>閉 開 検 (円) <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>延滞料(円) <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p>合計額(円) <input style="width: 100px;" type="text"/></p> <p style="font-size: 8px;">( ) 内はうち消費税等相当額</p> <p>納付期限 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">                 領                  収                  日                  付                  印             </div> <p style="font-size: 8px;">(金融機関等保存用)</p>	<p style="text-align: center;">流山 上下水道料金等納入通知書兼領収書</p> <p style="text-align: center;">流山市</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり納付してください。</p> <p>発行日 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日</p> <p style="text-align: center;">流山市上下水道事業管理者 印</p> <p>水栓所在地 <input style="width: 150px;" type="text"/></p> <p>お客様番号 <input style="width: 50px;" type="text"/> 検針月 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 分</p> <p>消費量 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日～ 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td>口径(m/m)</td> <td>使用水量(m<sup>3</sup>)</td> <td>上水道料金(円)</td> </tr> <tr> <td>閉開検(円)</td> <td>延滞料(円)</td> <td>下水道料金(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計額(円)</td> <td>( ) 内はうち消費税等相当額</td> </tr> </table> <p>納付期限 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日</p> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="font-size: 8px;">※本書は、金額を訂正した ものまたは企業出納員若し くは取扱金融機関等の領収 印のないものは無効です。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 8px;">                 領                  収                  日                  付                  印             </div> <p style="font-size: 8px;">(お客様保存用)</p>	口径(m/m)	使用水量(m <sup>3</sup> )	上水道料金(円)	閉開検(円)	延滞料(円)	下水道料金(円)	合計額(円)		( ) 内はうち消費税等相当額
お客様番号	検針月	年	月	分	口径(m/m)																															
使用期間	年月日		～		年月日																															
使用水量(m <sup>3</sup> )	上水道料金(円)	うち消費税等相当額	閉	開	検 (円)																															
延滞料(円)	下水道料金(円)	うち消費税等相当額	合計額 (円)																																	
口径(m/m)	使用水量(m <sup>3</sup> )	上水道料金(円)																																		
閉開検(円)	延滞料(円)	下水道料金(円)																																		
合計額(円)		( ) 内はうち消費税等相当額																																		

(その2)

流山市上下水道料金等納入済通知書						流山市上下水道料金等領収書控 (所在地)			様 様分						
<table border="1" style="width:100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>															
(所在地)						様			様分						
こしたのまり納すし付のな書でいは汚で直しく接ただ機りさ被折いでり。処曲理げ	口座名義人						口座名義人								
	銀行名						銀行名								
	支店コード		区分		口座番号		支店コード		区分 口座番号						
	使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日				使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日						
	お客様番号		検針月		口径		お客様番号		検針月 口径 使用水量						
					(m/m)				(m <sup>3</sup> )						
	上水道料金		うち消費税等相当額		上水道料金計		上水道料金		うち消費税等相当額 上水道料金計						
	(円)		(円)		(円)		(円)		(円)						
	下水道使用料		うち消費税等相当額		下水道使用料計		下水道使用料		うち消費税等相当額 下水道使用料計						
	(円)		(円)		(円)		(円)		(円)						
閉開栓 (円)		延滞料 (円)		合計 (円)		閉開栓 (円)		延滞料 (円) 合計							
						領収日付印		受付日付印							
						取扱店		取りまとめ店							
(収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局)						取扱金融機関保管 (流山市上下水道局)			領収日付印						

流山市上下水道料金等領収書						様分			
口座名義人						口座名義人			
銀行名						銀行名			
支店コード		区分		口座番号		支店コード		区分 口座番号	
使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日				使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
お客様番号		検針月		口径		お客様番号		検針月 口径 使用水量	
				(m/m)				(m <sup>3</sup> )	
上水道料金		うち消費税等相当額		上水道料金計		上水道料金		うち消費税等相当額 上水道料金計	
(円)		(円)		(円)		(円)		(円)	
下水道使用料		うち消費税等相当額		下水道使用料計		下水道使用料		うち消費税等相当額 下水道使用料計	
(円)		(円)		(円)		(円)		(円)	
閉開栓 (円)		延滞料 (円)		合計 (円)		閉開栓 (円)		延滞料 (円) 合計	
領収日付印						領収日付印			
上記のとおり領収しました。						郵便はがき			様方 様

(その3)

納入通知書兼領収書  
(臨時給水)

下記のとおり納付してください。

発行日 年 月 日

納期限 年 月 日

納付場所 流山市上下水道事業収納取扱金融機関

下記のとおり領収しました。  
流山市上下水道局企業出納員

流山市上下水道事業収納取扱金融機関

領収日付印

流山市上下水道事業管理者 印

調定番号	住 所	氏 名	使用期間	量水器 口径	使用 水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合 計 (消費税等相当額含む)
					m	円	円	円	円
						(内消費税等相当額)	(内消費税等相当額)		
						円	円		

領 収 書 控  
(臨時給水)

受付店用

領収日付印

調定番号	住 所	氏 名	使用期間	量水器 口径	使用 水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合 計 (消費税等相当額含む)
					m	円	円	円	円
						(内消費税等相当額)	(内消費税等相当額)		
						円	円		

流 山 市 上 下 水 道 局

納 入 済 通 知 書  
(臨時給水)

出納取扱金融機関日付印

領収日付印

調定番号	住 所	氏 名	使用期間	量水器 口径	使用 水量	上水道料金	下水道使用料	延滞料	合 計 (消費税等相当額含む)
					m	円	円	円	円
						(内消費税等相当額)	(内消費税等相当額)		
						円	円		

(収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局)

第9号様式 (第25条第2項)  
第9号様式 (第25条第2項)

納入通知書兼領収書

年 月分

下記のとおり納付してください。 下記のとおり領収しました。  
 発行日 年 月 日 流山市上下水道局企業出納員  
 納期限 年 月 日  
 納付場所 流山市上下水道事業収納取扱金融機関  
 流山市上下水道事業管理者 印

領収日付印

調定 番号	住 所	氏 名	給水申込 納付金	手 数 料			道 復 旧	路 費	合 計 (うち消費税等 相当額含む)
				設 計 審 査	材 料 確 認	工 事 検 査			
			円	円	円	円	円	円	
			うち消費税 等相当額						
			円						

領 収 書 控

年 月分

受 付 店 用
---------

領 収 日 付 印

調定 番号	住 所	氏 名	給水申込 納付金	手 数 料			道 復 旧	路 費	合 計 (うち消費税等 相当額含む)
				設 計 審 査	材 料 確 認	工 事 検 査			
			円	円	円	円	円	円	
			うち消費税 等相当額						
			円						

流 山 市 上 下 水 道 局

納入済通知書

年 月分

出納取扱金融機関日付印

領収日付印

調定 番号	住 所	氏 名	給水申込 納付金	手 数 料			道 復 旧	路 費	合 計 (うち消費税等 相当額含む)
				設 計 審 査	材 料 確 認	工 事 検 査			
			円	円	円	円	円	円	
			うち消費税 等相当額						
			円						

(収納取扱金融機関→出納取扱金融機関→流山市上下水道局)

第10号様式 (第25条第2項)  
第10号様式 (第25条第2項)

年度 納入通知書

納入通知書兼領収書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

金額 円 (内消費税額 円)

(単位 円)

科目名称	金額	消費税額	課定番号

摘要

納入期限 年 月 日

お客様へ

納付場所

※領収書は、5年間保存してください。

上記のとおり納入してください。

※金額を訂正したもの、領収印のないものは無効です。

左記の金額を領収しました。

(千葉県・流山市)

(納入者用)

領収日付印

流山市上下水道事業

流山市上下水道事業管理者

年度 納入通知書

納入済通知書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

金額 円 (内消費税額 円)

(単位 円)

科目名称	金額	消費税額	課定番号

摘要

納入期限 年 月 日

年度 納入通知書

納入済通知書控

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

金額 円 (内消費税額 円)

(単位 円)

科目名称	金額	消費税額

摘要

納入期限 年 月 日

上記の金額を収納したので通知します。

領収日付印

(千葉県・流山市)

取扱金融機関 千葉銀行流山支店 流山市上下水道局

上記の金額を領収しました。

領収日付印

(千葉県・流山市)  
(取扱金融機関保管)



(その2)

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ 上下水道料金等口座振替済のお知らせ

下記の上水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

<b>お客様番号</b>	<b>使用期間</b>		
	検針順路	メーター番号	口径
使用者名			
使用場所			
<b>請求予定金額</b>	円	(内消費税相当額)	
		(円)	
上水道料金	円	(円)	
下水道使用料	円	(円)	
今回指針	m <sup>3</sup>	前回水量	m <sup>3</sup>
前回指針	m <sup>3</sup>	前年同月水量	m <sup>3</sup>
旧メーター使用水量	m <sup>3</sup>	下水道認定使用水量	m <sup>3</sup>
上水道使用水量	m <sup>3</sup>	下水道使用水量	m <sup>3</sup>

検針通信欄
<p>■お問い合わせ先 <span style="float: right;">検針員</span></p> <p>流山市上下水道局お客様センター</p> <p>〒 流山市おおたかの森西一丁目19番 受託会社</p> <p>地</p> <p>TEL</p>

検針年月		
振替年月日		
上水道使用水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
上水道料金	円	円
(内消費税相当額)	(円)	(円)
閉開栓手数料	円	円
下水道使用水量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
下水道使用料	円	円
(内消費税相当額)	(円)	(円)
<b>振替金額</b>	円	円

通信欄
-----

(その3)

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ 上下水道料金等口座振替済のお知らせ

【再振分】

下記の上水道料金等は、指定の口座から振り替えられました。

<b>お客様番号</b>	<b>使用期間</b>		
	検針順路	メーター番号	口径
使用者名			
使用場所			
<b>請求予定金額</b>	円	(内消費税相当額)	
		(円)	
上水道料金	円	(円)	
下水道使用料	円	(円)	
今回指針	m <sup>3</sup>	前回水量	m <sup>3</sup>
前回指針	m <sup>3</sup>	前年同月水量	m <sup>3</sup>
旧メーター使用水量	m <sup>3</sup>	下水道認定使用水量	m <sup>3</sup>
上水道使用水量	m <sup>3</sup>	下水道使用水量	m <sup>3</sup>

検針通信欄
<p>■お問い合わせ先 <span style="float: right;">検針員</span></p> <p>流山市上下水道局お客様センター</p> <p>〒 流山市おおたかの森西一丁目19番 受託会社</p> <p>地</p> <p>TEL</p>

検針年月		
振替年月日		
上水道使用水量		m <sup>3</sup>
上水道料金		円
(内消費税相当額)	(円)	(円)
閉開栓手数料		円
下水道使用水量		m <sup>3</sup>
下水道使用料		円
(内消費税相当額)	(円)	(円)
<b>振替金額</b>		円

通信欄
-----

(その4)

このお知らせにより料金をいただくことはありません。

水道使用水量等のお知らせ

水道料金のお支払は便利な口座振替で

お客様番号	使用期間		
	検針順路	メーター番号	口径
使用者名			
使用場所			
請求予定金額	円	(内消費税相当額)	
		(円)	
上水道料金	円	(円)	
下水道使用料	円	(円)	
今回指針	m <sup>3</sup>	前回水量	m <sup>3</sup>
前回指針	m <sup>3</sup>	前年同月水量	m <sup>3</sup>
旧メーター使用水量	m <sup>3</sup>	下水道認定使用水量	m <sup>3</sup>
上水道使用水量	m <sup>3</sup>	下水道使用水量	m <sup>3</sup>

◎申し込み方法

水道使用水量等のお知らせと預金通帳と通帳届出印を持参の上、下記金融機関でお申し込みください。

◎振替日

検針月の翌月の8日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）になります。

残高不足で振替できなかった場合は、その翌月の8日に再振替します。

口座振替取扱金融機関（各本支店）

【銀行等】

検針通信欄
-------

通信欄
-----

■お問い合わせ先 検針員  
流山市上下水道局お客様センター  
〒 流山市おおたかの森西一丁目19番 受託会社  
地  
TEL

第12号様式（第29条）  
第12号様式（第29条）

給水装置の管理義務違反に関する指示書

流山市上下水道局達第 号  
年 月 日

様

流山市上下水道事業管理者

印

流山市水道事業給水条例第34条の規定に基づき、次のとおり指示します。

給水装置の場所	流山市
措置指示事項	

第13号様式（第30条）  
第13号様式（第30条）

給 水 停 止 通 知 書

流山市上下水道局達第 号

年 月 日

様

流山市上下水道事業管理者

印

流山市水道事業給水条例第36条第1項第 号の規定により、下記の理由が解消するまで給水を停止します。

記

給水装置の設置場所	流山市
お客様番号	
給水装置の種類	専用給水装置      共用給水装置      私設消火栓
停止の理由	

第14号様式 (第30条)  
第14号様式 (第30条)

	整理番号 _____ 給水停止通知書 年 月 日 流山市上下水道事業管理者印 水栓所在地 _____ 様	整理番号 _____ 給水停止通知書 (控) 住所 氏名 TEL _____																																		
お客様番号 _____	お客様の上下水道料金等については督促、給水停止予告書をもって納付方お願いして参りましたが、いまだに納入されておりません。誠に不本意ながら、本日給水条例第36条に基づき給水の停止を執行しました。 なお、料金等が滞納中は、給水の栓を開けることができませんのでご了承ください。 <input type="checkbox"/> 再度御利用になるときは、営業時間内に、下記金額を直接上下水道局お客様センターにお持ちください。 <input type="checkbox"/> 金融機関での入金、納期期限外につき取扱しておりません。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>道順番号</td> </tr> <tr> <td>メーター番号</td> <td>口径</td> </tr> <tr> <td>位置備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水停止執行</td> <td>年 月 日 AM・PM :</td> </tr> <tr> <td>停止処理状況</td> <td>乙止・丙止・その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>停止指針</td> <td>m          mm</td> </tr> <tr> <td>執行者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水停止解除</td> <td>年 月 日 AM・PM :</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	お客様番号	道順番号	メーター番号	口径	位置備考		給水停止執行	年 月 日 AM・PM :	停止処理状況	乙止・丙止・その他 ( )	停止指針	m          mm	執行者		給水停止解除	年 月 日 AM・PM :	備考																	
お客様番号	道順番号																																			
メーター番号	口径																																			
位置備考																																				
給水停止執行	年 月 日 AM・PM :																																			
停止処理状況	乙止・丙止・その他 ( )																																			
停止指針	m          mm																																			
執行者																																				
給水停止解除	年 月 日 AM・PM :																																			
備考																																				
流山市上下水道局お客様センター (受託会社 ) 〒 流山市おおたかの森西一丁目19番地 電話 営業時間 月～土曜日 午前8時30分～午後5時20分 ただし、日曜、祝日及び12月30日～1月3日を除く。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>お客様番号</td> <td>口径</td> </tr> <tr> <td>道順番号</td> <td>メーター番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>対象年月</th> <th>入退</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※この金額には、消費税相当額が含まれています。</p>	お客様番号	口径	道順番号	メーター番号	対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額						合計					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象年月</th> <th>入退</th> <th>上水道料金</th> <th>下水道使用料</th> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額						合計				
お客様番号	口径																																			
道順番号	メーター番号																																			
対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																
合計																																				
対象年月	入退	上水道料金	下水道使用料	合計金額																																
合計																																				